

平成 28 年 2 月 15 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ住宅金融支援機構債ファンド —Mr. フラット—



当社は、平成 28 年 2 月 29 日に「ダイワ住宅金融支援機構債ファンド— Mr. フラット—」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの目的

住宅金融支援機構が発行する債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

大和投資信託
Daiwa Asset Management

2. ファンドの特色

1

住宅金融支援機構が発行する機構債に投資します。

投資対象とする機構債について

政府100%出資の住宅金融支援機構が発行する資産担保証券をさします。

機構債の仕組み

住宅金融支援機構が住宅ローン債権を民間金融機関から買い取り、この資産を担保として機構債を発行します。



機構債の特徴

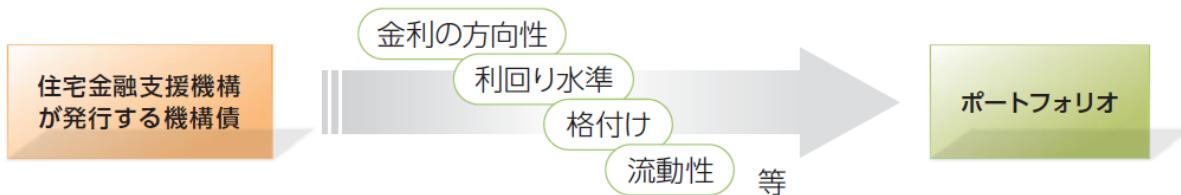
- ◆ 一般に、新発10年国債利回りよりも高い表面利率で発行されます。
- ◆ 機構債の発行時に超過担保を設定しているため、高い信用力があります。
- ◆ 機構債は住宅ローン債権を担保としているため、住宅ローンが繰上返済されたり、延滞、支払不能が起こった場合、機構債の価格に影響を与えることがあります。
くわしくは、「投資リスク」をご参照下さい。

- 機構債は、旧住宅金融公庫が発行した同種の債券である公庫債を含みます。
- 上記は一般的な機構債の仕組み・特徴であり、すべての事象等を示したものではなく、将来を保証するものではありません。

一般社団法人投資信託協会は、信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄が存在、あるいは存在する可能性が高いものを「特化型」としています。当ファンドは、機構債に集中して投資する「特化型運用」を行ないます。したがって、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

運用プロセス

運用にあたっては、金利の方向性、利回り水準、格付けおよび流動性等を総合的に勘案し、ポートフォリオを構築します。



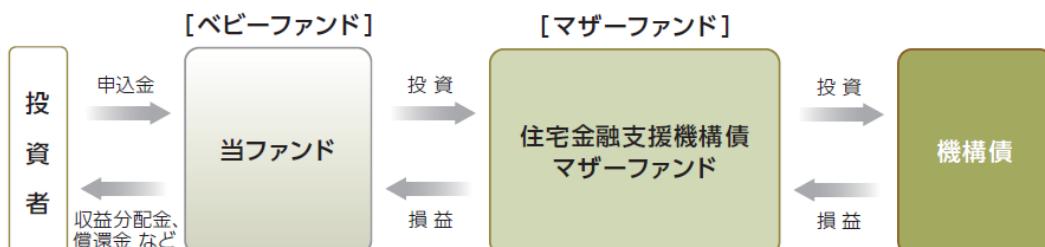
住宅金融支援機構について

- ・旧住宅金融公庫の業務を継承する形で2007年に発足しました。
- ・民間金融機関による全期間固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務を業務の柱とし、住生活の向上に取り組んでいます。

ファンドの仕組み

◎当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ・マザーファンドにおいて、債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2

毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、平成28年9月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ◆当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ◆投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因	
	公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信 用 リ ス ク)
	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
	機構債固有の 投 資 リ ス ク
	機構債は住宅ローン債権を裏付けとするため、住宅ローン債務者からの返済に伴い、期限前償還されます。一般に金利変動は住宅ローンの借換えや繰上返済による期限前償還に影響を与えるため、機構債の価格は一般的の債券と異なる変動をします。期限前償還は金利要因のほかに、さまざまな要因によっても変動します。 また、機構債の価格に与える影響は、住宅ローン債務者の信用状況など機構債各々の有する特性により異なります。 住宅金融支援機構の解散や株式会社等の法人となった場合などには、機構債は信託受益権へと変更され住宅金融支援機構による信用力がなくなるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。 また、住宅金融支援機構や機構債に関する法制度の変更等によっても影響を受けます。
	特定銘柄への 集中投資リスク
そ の 他	当ファンドは、住宅金融支援機構が発行している機構債に集中して投資するため、住宅金融支援機構の業績・財務状況・規制等の変化により大きな影響を受けます。そのため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
そ の 他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

*基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

4. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)0.54% (税抜0.5%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容																							
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.756% (税抜0.7%)以内	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。																							
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。																							
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。																							
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。																							
		前記の運用管理費用(年率)は、毎月10日(休業日の場合翌営業日)における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 新発10年国債の利回りが イ. 1%未満の場合 年率0.1944% (税抜0.18%) ロ. 1%以上2%未満の場合 年率0.3240% (税抜0.30%) ハ. 2%以上3%未満の場合 年率0.4320% (税抜0.40%) ニ. 3%以上4%未満の場合 年率0.5400% (税抜0.50%) ホ. 4%以上5%未満の場合 年率0.6480% (税抜0.60%) ヘ. 5%以上の場合 年率0.7560% (税抜0.70%)																							
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜)(注1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前イ.の場合</td> <td>年率0.075%</td> <td>年率0.075%</td> <td rowspan="6">年率0.03%</td> </tr> <tr> <td>前ロ.の場合</td> <td>年率0.135%</td> <td>年率0.135%</td> </tr> <tr> <td>前ハ.の場合</td> <td>年率0.185%</td> <td>年率0.185%</td> </tr> <tr> <td>前ニ.の場合</td> <td>年率0.235%</td> <td>年率0.235%</td> </tr> <tr> <td>前ホ.の場合</td> <td>年率0.285%</td> <td>年率0.285%</td> </tr> <tr> <td>前ヘ.の場合</td> <td>年率0.335%</td> <td>年率0.335%</td> </tr> </tbody> </table>		委託会社	販売会社	受託会社	前イ.の場合	年率0.075%	年率0.075%	年率0.03%	前ロ.の場合	年率0.135%	年率0.135%	前ハ.の場合	年率0.185%	年率0.185%	前ニ.の場合	年率0.235%	年率0.235%	前ホ.の場合	年率0.285%	年率0.285%	前ヘ.の場合	年率0.335%	年率0.335%
	委託会社	販売会社	受託会社																						
前イ.の場合	年率0.075%	年率0.075%	年率0.03%																						
前ロ.の場合	年率0.135%	年率0.135%																							
前ハ.の場合	年率0.185%	年率0.185%																							
前ニ.の場合	年率0.235%	年率0.235%																							
前ホ.の場合	年率0.285%	年率0.285%																							
前ヘ.の場合	年率0.335%	年率0.335%																							
その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。																							

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

—Press Release—

5. ご参考

- ◆ 販売会社：大和証券（平成28年3月29日（火）より取り扱い）

購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込について	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	平成28年3月29日から平成29年6月2日まで ただし、終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。

—Press Release—

その他 	信託期間	平成28年2月29日から平成38年3月10日まで 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
	繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 <ul style="list-style-type: none">・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年3月10日および9月10日（休業日の場合翌営業日） (注)第1計算期間は、平成28年9月10日（休業日の場合翌営業日）までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。
	信託金の限度額	5,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。 ※平成28年1月1日現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：みずほ信託銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上